

平成 30 年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

第 65 号議案

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

目次

1	改正条例	P1
2	改正理由	P1
3	改正の内容	P1
4	施行日	P1
5	新旧対照表	P2

こ ども 部

平成 30 年 6 月



1 改正条例

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例の趣旨：本市の放課後児童クラブにおける施設の面積等に関する設備の基準及び従事する職員の資格、配置人数、開所時間等に関する運営の基準を定めるもの。

2 改正理由

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）」により、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする「専門職大学等」の制度が創設されることに伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」においても所要の改正が行われたため、「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 41 号）」を改正するもの。

※専門職大学等…「大学制度」の中に位置づけられるが、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化され、4 年制課程の専門職大学と 2 年制又は 3 年制課程の専門職短期大学がある。

4 年制の専門職大学については、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき、前期課程修了後一旦就職してから後期課程へ再入学する、社会人が学び直しのために後期課程から入学するなど、多様な学習スタイルを選択することが可能となっている。

3 改正の内容

(1) 職員の資格要件の追加

条例第 11 条の職員に関する条項に規定されている放課後児童支援員の資格要件の、第 3 項第 5 号の「卒業した者」に「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者」を含むように変更する。

4 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第10条 (略) (職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下この項において「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第24条 (略)</p>	<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第10条 (略) (職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下この項において「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条～第24条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>